

令和4年度

第1回第二農地部会定例会議事録

令和4年4月28日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和4年度 第1回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年4月28日(木)午後2時00分

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

19番 上野 栄一	1番 小山 一成	2番 五十嵐 隆一
5番 岸田 健	9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一
18番 長瀬 一成	20番 竹原 よし子	21番 望月 博
22番 山本 誠信	24番 笠原 浩一	

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一  
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一  
(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道  
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫  
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一  
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫

2 欠席委員

(1) 農業委員…17番 岩崎 欣一の1名

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区)高波 澄男、青田 俊一  
(柿崎区)小池 孝志、(大潟区)細谷 正夫  
(三和区)福原 弥、高橋 浩一の6名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵	
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明	
大島区駐在室	班長	上野 元之	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸	
三和区駐在室	班長	中条 崇	
農業委員会事務局	次長	松縄 浩一	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

18番 長瀬 一成 20番 竹原 よし子

## (2) 審議案件

### ①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ③大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ④牧区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ⑥大潟区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑦頸城区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について

### ⑧吉川区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消しについて

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

### ⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時  それでは、これより令和4年度第1回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】  会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】  事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】  次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>18番 長瀬 一成 委員、20番 竹原 よし子 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】  次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、引き続き全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、21番 望月 博 委員に読み上げていただきます。</p> <p>望月委員、よろしく願いいたします。</p>
望月委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>望月委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】  それでは、議案の審議に入ります。</p>

≪安塚区駐在室の議案≫

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

最初に議案の訂正をお願いします。

3頁、番号2124番の現況地目が「山林原野」とありますが、「田」に訂正をお願い致します。お手数をおかけして申し訳ございません。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号2103番から2105番までの3件をご覧ください。

いずれも合意解約による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却2件、他者へ貸付1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」審議いたしますが、2頁、番号2101番の1件は、岩崎委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、退席を求めるところですが、本日、岩崎委員が欠席のため、このまま事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」岩崎委員に関連する案件についてご説明いたします。2頁、番号2101番の1件をご覧ください。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

譲渡人は、高齢となり自力での耕作が難しくなったため、譲受人に相談したところ、合意に至ったことから、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岩崎委員関連の番号 2101 番の 1 件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり許可することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 6 件をご説明いたします。3 頁、番号 2123 番から 4 頁、2128 番をご覧ください。

番号 2123 番は、これまで別の借り手との間で利用権が設定されていましたが、借受人が労力不足となったため、新たに地域の担い手へ貸し付けるものです。

番号 2124 番から 4 頁、番号 2128 番までの 5 件については、再設定です。

これら 6 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件をご説明いたします。5 頁、番号 2103 番をご覧ください。

面的集積と農作業効率化を図るため、農地中間管理機構を通じて農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権移転 1 件について、事務局の説明を求めます。

安塚区  
駐在室

貸借権移転 1 件を説明いたします。6 頁、番号 2104 番をご覧ください。

旧借り手の労力不足により、貸借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

#### ＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

#### ＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 41 件を説明いたします。1 頁、番号 2525 番から 9 頁、2565 番をご覧ください。

新規設定 28 件について説明いたします。

1 頁、番号 2525 番、2526 番、2527 番の 3 件は、耕作者の労力不足により、地域の農地所有適格法人と利用権を設定するものです。

4 頁、番号 2541 番から 9 頁、2565 番までの 25 件は、農地集積・集約化のため、農地中間管理機構を通じて利用権を設定するものです。

これら 41 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

#### <議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区  
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 6 件をご説明いたします。10 頁、番号 2515 番から 11 頁、2520 番をご覧ください。

これら 6 件の案件については、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区  
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定26件をご説明いたします。1頁、番号2937番から6頁、2962番をご覧ください。

新規の貸借権設定6件についてご説明いたします。

番号2944番、2954番、2955番、2956番、2961番、2962番です。

いずれも労力不足により、地域の担い手へ貸し付けるものです。

5頁、番号2958番の終期は、他の契約している筆と合わせるため、令和6年12月27日に設定するものです。

これら26件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪牧区駐在室の議案≫

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

≪議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 14 件を説明いたします。1 頁、番号 3351 番から 4 頁、3364 番をご覧ください。</p> <p>貸借権設定 14 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 3351 番は、契約期間が満了となったことから、同じ集落内の担い手農家に貸付けるものです。</p> <p>2 頁、番号 3355 番は、耕作条件が良くないため、賃借料を低額に設定するものです。3 頁、番号 3363 番、4 頁、3364 番は、これまで農地利用集積円滑化団体を介して契約されていましたが、契約期間が満了したことから、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。</p> <p>これら 14 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>〈柿崎区駐在室の議案〉</b></p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>〈報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について〉</b></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3732 番、3733 番の 2 件をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却 1 件、他者へ貸付 1 件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま</p>

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

駐在室

2頁、番号3702番をご覧ください。

申請事由は、柿崎区柿崎地内の農地に事務所、駐車場を整備するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は柿崎区内において、一般貨物自動車運送事業や砂利の採取、販売等を手掛ける土木工事業を営んでいます。

今般、本社敷地内の事務所、駐車場が柿崎川の河川改修に伴う老朽橋梁の架け替え工事により、移転を余儀なくされたことから、申請農地を取得して事務所の建築及び除雪車等の駐車場を確保するものです。

農地区分は、住宅等に囲まれた広がりのない生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、事務所1棟、建築面積60.71㎡、駐車場24台分、1,455㎡を確保するものです。工期は許可後から令和4年12月31日までです。

転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転2件を説明いたします。5頁、番号3834番、3835番をご覧ください。

番号3834番は、旧借手の労力不足に伴い、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

番号3835番は、譲受人の耕作している農地に隣接しており、耕作に利便性が良いため、売買により所有権移転するものです。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定57件を審議いたしますが、17頁、番号3891番の1件は、岸田委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、岸田委員は一時退席をお願いいたします。

(岸田委員退席)

議 長

それでは、岸田委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

貸借権設定1件を説明いたします。17頁、番号3891番をご覧ください。

旧借手の労力不足に伴い、近隣で経営を拡大している譲受人と利用権を設定するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岸田委員関連の番号3891番の1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただいまの審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(岸田委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定 57 件のうち、岸田委員関連の番号 3891 番の 1 件を除く 56 件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

貸借権設定 56 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

14 頁、番号 3875 番から 15 頁、3883 番、16 頁、3885 番、17 頁、3890 番は、圃場整備事業の完了に伴い、換地処分後の土地で改めて利用権を設定するものです。

番号 3886 番、3887 番、3888 番は、換地処分対象農地を含めて、改めて利用権を設定するものです。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

### <議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区  
駐在室

議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 6 件を説明いたします。18 頁、番号 3714 番から 19 頁、3719 番をご覧ください。

番号 3714 番は、これまで農地利用集積円滑化団体を通じて同じ借受者が耕作していましたが、契約期間が満了したことから、農地中間管理機構を通じて農地を借り受けるものです。畑 5 筆は、地権者が農地の管理をお願いしていることから、0 円

に設定するものです。

番号 3715 番から 3719 番までの 5 件は、農地集積・集約を目的に農地中間管理機構を通じて農地を借り受けるものです。3715 番、3716 番、3717 番、3719 番は、借受者が機構を通じて自身の農地を借り受けるため、0 円に設定するものです。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

#### ≪大潟区駐在室の議案≫

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

#### <報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 4608 番の 1 件をご覧ください。

耕作者の労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について>

議 長

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。2 頁、番号 4602 番の 1 件をご覧ください。

大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積 351 m<sup>2</sup>を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。

位置図は 3 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

#### <議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区  
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 7 件をご説明いたします。4 頁、番号 4666 番から 5 頁、4672 番までの 7 件をご覧ください。

それでは、特徴的な案件についてご説明いたします。

5 頁、番号 4670 番は、圃場整備事業が施工されることから、1 年契約とするものです。番号 4672 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

これら 7 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 〈頸城区駐在室の議案〉

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 〈議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について〉

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区駐在室 頸城区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 18 件を説明します。1 頁、番号 5402 番から 4 頁、5419 番をご覧ください。

貸借権設定 18 件のうち、新規設定で特徴的な案件に絞って説明します。4 頁、番号 5418 番から 5419 番は、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

これら 18 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長 賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 〈議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について〉

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区駐在室 議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 2 件を説明します。5 頁、番号 5302 番、5303 番をご覧ください。

本案件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。  
(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の取消しについて＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消しについて」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の取消しについて」貸借権設定1件をご説明いたします。1頁、番号1番をご覧ください。

本件は、相続に係る農地であり、令和4年2月の農地部会で決定したのですが、渡人が相続放棄の手続を行っていたことが判明したことから、集積計画を取り消すものです。経過については次のとおりです。

令和3年12月に集積計画が吉川区駐在室に提出され、2月25日の農地部会で決定、3月10日に公告されました。関係者へ公告の写しを送付したところ、3月18日に渡人から契約取消の申出があり、2月4日付けで相続放棄が家庭裁判所で受理されていたことが判明しました。

この経過から、集積計画の公告日には、相続放棄により所有者が不在であり、当該集積計画の公告は取り消さざるを得ないものと考えます。

なお、今後の対応ですが、所有者不明農地として、農地中間管理機構に貸し付ける手続きを進める予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり取消について賛成の方は挙手願います。  
  
(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり取消すこととし、上越市農用地利用集積計画の取消を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区  
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 26 件をご説明いたします。2 頁、番号 6299 番から 7 頁、6324 番をご覧ください。

貸借権設定 26 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。

5 頁、6316 番から 7 頁、6322 番は、地域の担い手の方が亡くなられたことから、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。この中で、5 頁の 6316 番は、期間 2 年未満の短期契約となりますが、農地利用集積円滑化団体を介した前契約の終期に合わせるものです。

7 頁、6323 番、6324 番は、地域の担い手の方との利用権が満了したことから、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<三和区駐在室の議案>

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

三和区

三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室	<p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 8614 番から 8617 番までの 4 件をご覧ください。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第 1 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について&gt;</b> 議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 2 頁、番号 8601 番をご覧ください。 申請事由は、三和区沖柳地内の農地に「墓地」を移設するものです。 3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。 申請者は、過去に三和区同地区に居住しており、以前に住んでいた住宅を売却するにあたり、敷地内にある墓地の移設が必要となりました。しかし、菩提寺が遠方にあることや、周辺に共同墓地がないことから、自己所有地に墓地を移設するものです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当するものと判断いたしました。 工期は、許可日から令和 4 年 7 月 30 日までです。 転用にあたり、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞

議 長

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

5 頁、番号 8601 番をご覧ください。

申請事由は、三和区大地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。

6 頁に位置図、7 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、現在、両親と同居しておりますが、子供が生まれ手狭であることから、父親が所有する申請農地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、圃場整備された 10 ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接していることから、第 1 種農地に該当しますが、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、住宅 1 棟、建築面積 132.48 m<sup>2</sup>、車庫 77.28 m<sup>2</sup>で、建蔽率は 34.73%です。工期は許可日から令和 4 年 9 月 30 日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水へ接続し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

車庫については、転用許可を得ずに使用していたため、違反転用の状態でありました。今回、違反状態を是正するため、顛末書を添付し、申請に至りました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 3 件を説明いたします。8 頁、番号 8681 番から 8683 番をご覧ください。

番号 8681 番、8683 番は、これまで利用権を設定していた譲受人へ売買により所有権移転するものです。

番号 8682 番は、譲渡人が資産整理のため、近隣で経営を拡大している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 38 件を審議いたしますが、12 頁 8659 番の 1 件は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、五十嵐委員は一時退席をお願いいたします。

(五十嵐委員退席)

議 長

それでは、五十嵐委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

三和区  
駐在室

貸借権設定 1 件を説明いたします。12 頁、番号 8659 番をご覧ください。  
譲渡人の労力不足により、地域の農地所有適格法人へ貸し付けるものです。  
この案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 8659 番の 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(五十嵐委員復席)

議 長	<p>続きまして、貸借権設定 38 件のうち、五十嵐委員関連の番号 8659 番を除く 37 件について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>9 頁、番号 8643 番から 16 頁、8680 番をご覧ください。  貸借権設定 37 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。  10 頁、番号 8647 番、11 頁、8653 番、8654 番は、労力不足のため、地域の担い手へ貸し付けるものです。  14 頁、番号 8666 番、8667 番は、労力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。  いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第 4 号 農用地利用配分計画案に係る意見について&gt;</b>  議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 4 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 2 件を説明いたします。17 頁、番号 8602 番、8603 番をご覧ください。  いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p>

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

議 長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

宮川委員

所有者不明の農地を中間管理機構に貸し付ける手続きは、簡単なのか。

事務局  
松縄次長

手続きが定められているので可能だが、時間はかかる。

宮川委員

所有者不明で荒れた農地は沢山あるが、貸付は可能か。

事務局  
松縄次長

荒れた農地は、機構は借り受けない。

議 長

他に何かありますか。何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。

柿崎区  
駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。

【8. 部会長職務代理あいさつ】

柿崎区  
駐在室長

閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。

(岸田職務代理あいさつ)

【9. 閉会】

柿崎区  
駐在室長

以上をもちまして、令和4年度第1回第二農地部会定例会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

午後2時43分終了

(農地部会終了後、地区会議開催)